消防局からのお知らせ

平成 25 年 4 月 1 日から高圧ガスの届出書等の受付窓口が変わります

平成25年4月1日から、高圧ガス保安法に関する届出書・報告書が消防局予防部指導課(危険物係)から各消防署(予防課)に変更します。次の表を参考にしてください。(裏側に参考例を記載しています。)

表に、記載していない申請書等の受付窓口は、裏側に掲載している消防局予防部指導課(危険物係)又は各消防署(予防課)までお問合わせください。



各消防署で受付けする届出等

区分		届出書・報告書の種類	受付窓口			
製造者	第一種	高圧ガス製造開始届書				
		危害予防規程届書				
		高圧ガス製造施設軽微変更届書				
		高圧ガス保安協会・指定完成検査機関完成検査受検届書				
		完成検査結果報告書				
		高圧ガス保安協会・指定保安検査機関保安検査受検届書				
		保安検査結果報告書				
		高圧ガス製造施設休止届書	──製造施設の所在地を			
		高圧ガス保安統括者届書	世 管轄する消防署			
		高圧ガス保安技術管理者等届書				
		高圧ガス保安統括者代理者届書				
		冷凍保安責任者届書				
	第二種	高圧ガス製造事業届書				
		高圧ガス製造届書				
		高圧ガス製造施設等変更届書				
	承継	第一種・第二種製造事業承継届書				
	廃止	高圧ガス製造廃止届書				
	第一種	第一種貯蔵所軽微変更届書	- 貯蔵所の所在地を - 管轄する消防署			
	第二種	第二種貯蔵所設置届書				
貯蔵所		第二種貯蔵所位置等変更届書				
	承継	第一種貯蔵所承継届書				
	廃止	貯蔵所廃止届書				
販売所		高圧ガス販売事業届書	- - 販売所の所在地を管 - 轄する消防署			
		高圧ガス販売事業承継届書				
		販売に係る高圧ガスの種類変更届書				
		高圧ガス販売事業廃止届書				
		高圧ガス販売主任者届書				
		特定高圧ガス消費届書				
消費者		特定高圧ガス消費者承継届書	 消費場所の所在地を 管轄する消防署			
		特定高圧ガス消費施設等変更届書				
		特定高圧ガス消費廃止届書				
		特定高圧ガス取扱主任者届書				

消防局で受付けする申請

	区分	申請書の種類	受付窓口
	許可	高圧ガス製造許可申請	道 消防局指導課 (危険物係)
第一種製造者		高圧ガス製造施設等変更許可申請書	
另一性 表逗有	完成•保安検査	製造施設完成検査申請書	
		保安検査申請書	
	許可	第一種貯蔵所設置許可申請書	
第一種貯蔵所	라민	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	
	完成検査	第一種貯蔵所完成検査申請書	
	輸入	輸入検査申請書	

申請書・届出書・報告書の受付窓口(参考例)

所有している施設等

製造者

例





LPG スタンド

コールド・エバポレータ(貯槽)

■第一種製造者

第一種製造者とは

- 1 一般ガス・液化石油ガスの場合 次の能力となる設備で高圧ガスを製造する施設。
- (1) 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で 300m3/日以上
- (2) 第一種ガス以外で 100m3/日以上
- 2 冷凍設備の場合

次の能力となる冷凍設備で高圧ガスを製造する施設。

- (1) 冷媒がフロン又はアンモニアで 50 トン以上
- (2) 冷媒がフロン又はアンモニア以外で 20 トン以上

■第二種製造者

第二種製造者とは

- 1 一般ガス・液化石油ガスの場合 次の能力となる設備で高圧ガスを製造する施設。
- (1) 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で300m3/日未満
- (2) 第一種ガス以外で 100m3/日未満

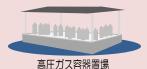
2 冷凍設備の場合

次の能力となる冷凍設備で高圧ガスを製造する施設。

- (1) 冷媒がフロン(不活性)で20トン以上50トン未満
- (2) 冷媒がフロン(不活性除く)又はアンモニアで5トン以上50トン未満

貯蔵所

例





082-232-0381

■第一種貯蔵所

第一種貯蔵所とは

貯蔵する高圧ガスの量が、次の量となる施設。

- 1 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で容量 3,000m³以上
- 2 第一種ガス以外で容量 1,000m3以上

■第二種貯蔵所

第二種貯蔵所とは

西消防署(予防課)

貯蔵する高圧ガスの量が、次の量となる施設。

- 1 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で容量 300m³以上 3,000m³未満
- 2 第一種ガス以外で容量 300m³以上 1,000m³未満

申請書・届出書・報告書等

■第一種製造者に関する申請書

- ・ 高圧ガス製造許可申請書
- 高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- 製造施設完成検査申請書
- 保安検査申請書

■第一種製造者に関する届出書・報告書(例)

- 危害予防規程届書
- 高圧ガス製造施設軽微変更届書
- 各種選解任届書
- 保安検査受検届書
- 保安検査結果報告書
- ・ 高圧ガス製造廃止届書

■第二種製造者に関する届出書・報告書(例)

- 高圧ガス製造事業届書(一般ガス・液化石油ガス
- 高圧ガス製造届書(冷凍設備)
- 高圧ガス製造施設等変更届書
- ・ 高圧ガス製造廃止届

■第一種貯蔵所に関する申請書

- 第一種貯蔵所設置許可申請書
- 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- 第一種貯蔵所完成検査申請書

■第一種貯蔵所に関する届出書・報告書(例)

- 第一種貯蔵所軽微変更届書
- 貯蔵所廃止届書

■第二種貯蔵所に関する届出書・報告書(例)

- 第二種貯蔵所設置届書
- 第二種貯蔵所位置等変更届書
- 貯蔵所廃止届書

受付窓口

消防局指導課



製造所を管轄する消防署



※手数料が不要な 届出書・報告書は、 製造所を管轄する 消防署が受付窓口 となる。

消防局指導課



貯蔵所を管轄する消防署



※手数料が不要な 届出書・報告書は、 貯蔵所を管轄する 消防署が受付窓口 となる。

申請等に関するお問い合わせ先

消防局予防部指導課(危険物係)O82-546-3482中消防署(予防課)O82-546-3511東消防署(予防課)O82-263-8401南消防署(予防課)O82-261-5181

安佐南消防署(予防課) 安佐北消防署(予防課) 安芸消防署(予防課) 佐伯消防署(予防課)

082-877-4101 082-814-4795 082-822-4349

082-921-2235